



健全化判断比率等をお知らせします

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、地方自治体は毎年度決算時に健全化判断比率と資金不足比率を算定し、公表することが義務づけられています。

この比率は財政の健全度を示すもので、健全化判断比率のいずれかの比率が基準を超えた場合は、起債の借入が制限されるなど、将来のまちづくりに様々な影響をおよぼすことになります。

★令和3年度健全化判断比率	余市町の比率	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率 一般会計の赤字の比率 (算定の結果比率はありません)	(-) -	(14.56%以上) 14.39%以上	20.0% 以上
○連結実質赤字比率 全会計を対象とした赤字額の比率 (算定の結果比率はありません)	(-) -	(19.56%以上) 19.39%以上	30.0% 以上
○実質公債費比率 一般会計が負担する元利償還金(返済)の比率	(7.1%) 5.9%	25.0% 以上	35.0% 以上
○将来負担比率 一般会計が将来負担すべき負債の比率	(47.6%) 26.4%	350.0% 以上	

※ () は前年度数値

★令和3年度資金不足比率・・・公営企業の赤字額の比率(経営健全化基準・・・20%以上)

余市町では水道事業会計・公共下水道特別会計が対象ですが、いずれの会計も資金不足(赤字額)が無いため、比率はありません。

令和3年度決算における本町の各指標はいずれの比率も早期健全化基準を下回っており、今後も基準を超えることのないよう健全な財政運営につとめます。

問合せ 財政課 財政グループ ☎21-2114



余市町交通安全指導員を募集します

◆交通安全指導員について

- 交通安全指導員は、交通安全活動を行うことにより、悲惨な交通事故から町民、特に子どもたちを守る職務です。
- 通学児童、生徒の安全な通行を保持するための指導及びイベントでの交通指導などが主な業務内容となります。

◆募集人数 若干名

◆応募条件 ・20歳以上で余市町内に居住している方
・公共奉仕の精神に富み、心身健全であって交通安全意識をもって活動ができる方

◆報酬 職務に対する報酬があります。

◆応募方法 履歴書(写真添付)を提出してください。(持参又は郵送)

◆応募期限 令和4年10月17日(月)まで(期限日消印有効)

◆提出先 余市町交通安全推進協議会事務局(余市町総務部総務課交通安全グループ)

◆選考方法

提出いただいた書類をもとに選考し後日、面接試験を実施します。試験日については案内文書を送付します。

問合せ・申込み 余市町交通安全推進協議会事務局 総務課 交通安全グループ

☎21-2113 FAX 21-2144